

面積及び寸法に係る構造設備基準適合状況確認表

面積及び寸法が構造設備基準に適合していることについて、以下の表に基づき確認しました。

確認日： 年 月 日

確認者： (氏名)

(所属) 建築主等・営業予定者・設計者・工事施工者・その他()

適合状況	項 目
☐	① 各面積は、壁、柱等の内側で測定する方法（いわゆる内法）によって算定している。
☐	② 客室の床面積は、宿泊者が利用し得る部分の面積（寝室及び客室に付属する入浴施設、便所、洗面所、台所、板間、踏込み等であって、床の間、押入れその他通常足を踏み入れない場所を除く。）としている。
☐	③ 1客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあっては9㎡）以上となっている。
☐	④ 寝室面積は、客室内であって、睡眠又は休憩に適さない場所（浴室、便所、扉（収納に付随する扉を除く）の開閉に伴う可動域等）を除いた場所の床面積としている。
☐	⑤ 宿泊者1人当たりの寝室面積は、使用する寝具を寝台とする場合は4.5㎡以上、寝具を寝台とする場合以外の場合は3.3㎡以上となっている。
☐	⑥ 採光のための窓その他の開口面積は、客室床面積の1/8以上となっている。
☐	⑦ ロビーの範囲は、以下の要件を満たす部分としている。 ◆ 玄関帳場等（玄関帳場又は玄関帳場代替設備）に付属し、玄関帳場等からおおむね全てを見通すことができること。 ◆ 施設を利用する者の待合せ又は談話に供する椅子、テーブル等が適切に設置され、移動及び通行に支障がないこと。
☐	⑧ ロビーの面積は、収容定員が30人以下の場合にあっては、11.00㎡以上、31人以上400人以下の場合にあっては、収容定員1人当たり0.3775㎡以上、401人以上にあっては、151.00㎡以上となっている。
☐	⑨ 玄関帳場の面積 ^{※1} は2.00㎡以上となっている。 ※1 床面から天井までの高さが1.80m未満の部分及び水平部分の延長が0.60m未満のすき間状の部分の面積を除く。
☐	⑩ 玄関帳場の受付台の大きさは、幅1.00m以上 ^{※2} 、奥行き0.30m以上となっている。 ※2 収容定員が9人以下の施設にあっては、幅を0.60m以上とすることができる。
☐	⑪ 玄関帳場の開口部 ^{※3} は、下端 ^{※4} から上端までの高さ1.10m以上、幅1.00m以上 ^{※5} となっている。 ※3 開口部は、開放されている又は全面開放することができる構造となっている。 ※4 受付台の上面の上端が開口部の下端よりも上方にある場合は、当該受付台の上面の上端を開口部の下端とみなす。 ※5 収容定員が9名以下の施設にあっては、幅を0.60m以上とすることができる。
☐	⑫ 共用の入浴施設のうち、多人数が同時に利用することができる入浴施設は、以下の規模以上となっている。 ◆ 浴槽面積の総和＝共用の入浴施設を利用させる人数×0.5×0.5×0.5 ◆ 洗い場面積の総和＝共用の入浴施設を利用させる人数×0.5×0.5×1.1

注1 構造設備基準に適合していることを確認した項目の□には、レ印を記入してください。

2 玄関帳場代替設備を設置する場合は、⑨～⑪の□にレ印の記入は不要です。

3 共用の入浴施設を設けない場合、又は客室内の入浴施設及び共用の一人用入浴施設によりすべての宿泊者の需要を満たすことができる場合は、⑫の□にレ印の記入は不要です。